北海道上川総合振興局告示第　５６　号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により、旭川市に所在する道営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納の事務を次の者に委託する。

令和４年４月４日

北海道上川総合振興局長　佐藤　昌彦

１　受託者の名称　アライ地所株式会社

２　受託者の所在地　旭川市４条西２丁目２番２号

３　委　託　期　間　令和４年４月１日から令和９年３月31日まで